



内閣府

令和5年10月2日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

「不正改造車を排除する運動」の強化月間（10月） ～不正改造は犯罪です！～

不正改造車は安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、大気汚染や騒音など環境悪化の原因となることから、沖縄総合事務局では、10月1日から31日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

また、車検時には基準に適合していても、車検後に基準不適合の自動車部品の取付けや取外しが違法であるとの認識がないままに、不正改造を行うユーザーや事業者も見受けられます。不正改造車を排除するため、警察をはじめ関係機関と連携し、下記の取り組みを実施します。

なお、不正改造車の使用者には整備命令が発令され、不正改造を実施した者には6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

記

● 不正改造車を「しない」・「させない」ための啓発活動

ユーザーや販売店等に対して、ポスターの掲示及びチラシ（別添）の配布などを行い、不正改造の抑止を図ります。

● 不正改造車に関する情報収集等

相談窓口として、「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車・迷惑黒煙車等のユーザーに対して不正改造箇所の改善・報告を求めるハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除に向け活用します。

● 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

違法マフラーの装着や車体外にはみ出すタイヤの装着などの不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令し、厳正に対処します。

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報を寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

（沖縄総合事務局運輸部車両安全課 098-866-1837）

（沖縄総合事務局陸運事務所整備部門 098-875-0300）



携帯・スマートフォンの方はこちらから 不正改造車・迷惑黒煙110番

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課 通事

TEL 098-866-0031 (内線 85449)

不正改造は犯罪です!!

「知らなかつた」では済まされません。

!
このような改造は不正改造です。

① 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し

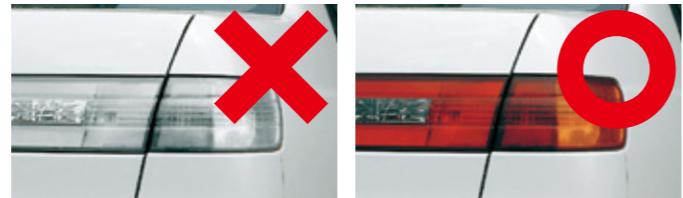
基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



② 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



③ タイヤ及びホイールの車体外へのみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。
また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



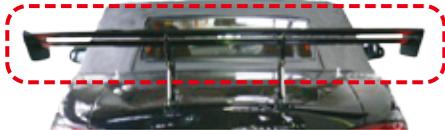
④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

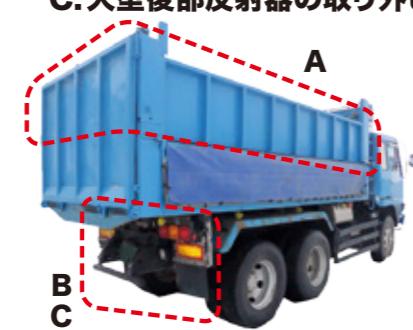


⑤ 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し



不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



ダ
ラ
不
正
改
造!



不正改造車の
使用者

整備命令の発令

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役
又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車部品整備商組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全国自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標識協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウンドウ・フィルム工業会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

⚠ 不正改造チェック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

貨物車

消音器
内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
触媒等が取り外されていないか

サスペンション
切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

番号灯
白色であるか

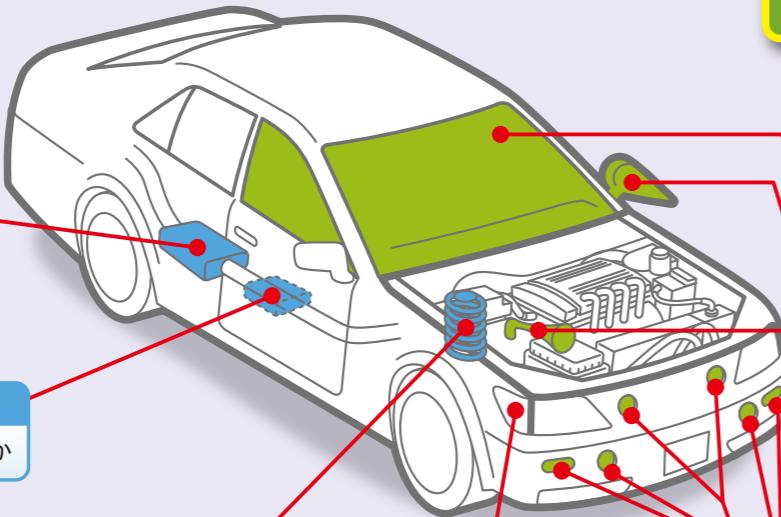
後退灯
白色であるか

尾灯
赤色であるか

制動灯
赤色であるか

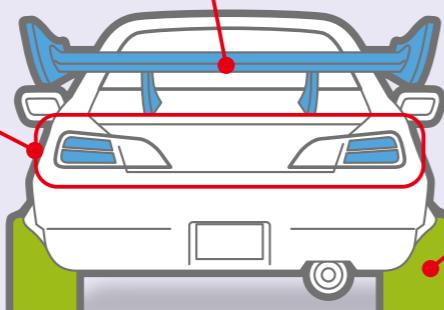
方向指示器
橙色で点滅回数が毎分 60 回以上、120 回以下であるか

後部反射器
赤色であるか



車幅灯
白色であるか (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

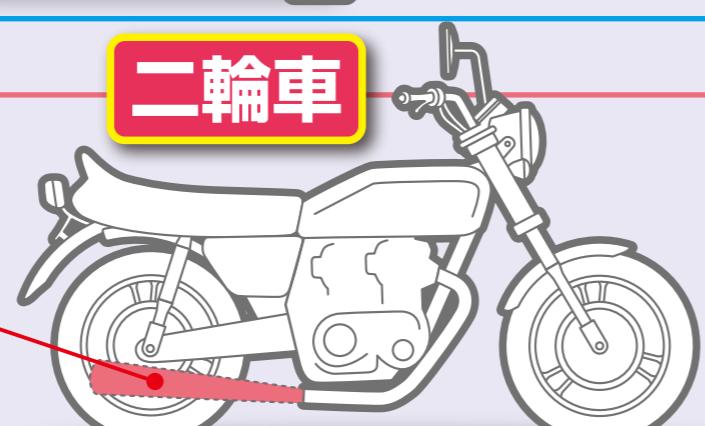
ウイング
側方への翼形状を有していないか
確実に取り付けられているか
鋭い突起がないか
その付近の最外側、最後端とならないか 等



二輪車

消音器
内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
触媒等が取り外されていないか



シートベルトリマインダー

運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置(シートベルトリマインダー)の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

指定以外のステッカー貼付をしていないか
前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

鋭利な突起がないか
歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警音器

音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

白色又は淡黄色であるか 同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火(ディライト)

赤でないか 点滅しないか
光度300cd以下であるか

タイヤ

回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

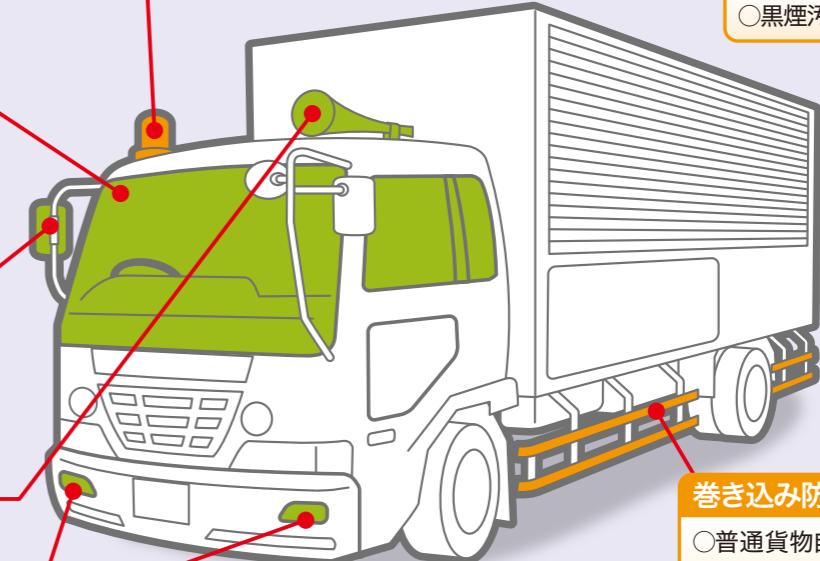
運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けていないか
道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けていないか

ディーゼル車の原動機

黒煙汚染度は基準内であるか

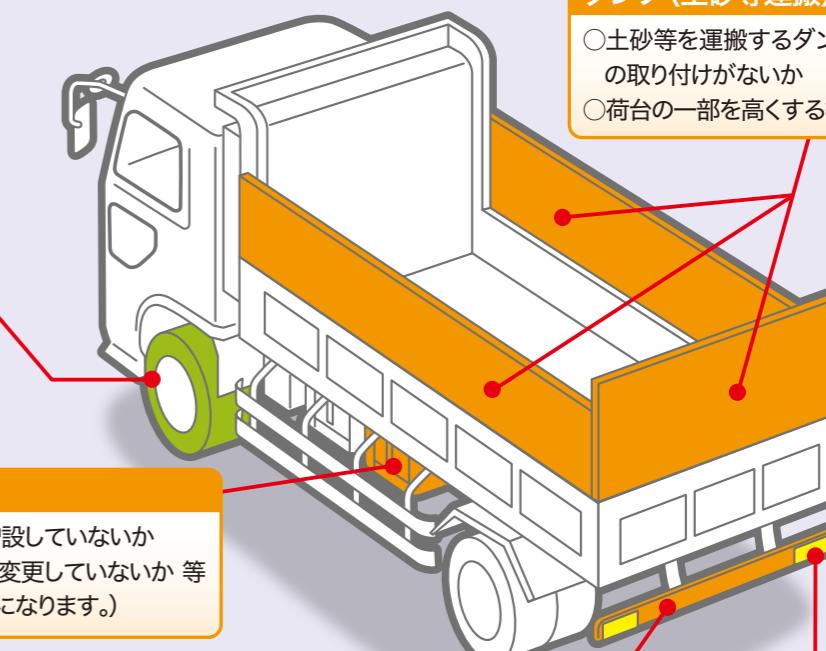


巻き込み防止装置

普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ(土砂等運搬)

土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
荷台の一部を高くする等の改造がないか



二次架装

新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

走行速度が 90 km/h を超えないよう燃料の供給を調整し、かつ、速度制御を円滑に行えるか
速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後方に貼付されているか

突入防止装置

自動車の後方に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか



不正改造は犯罪です!

バイクも クルマも 交換用マフラーは
基準適合品を!

「犯罪」って知ってる!?

ネットで購入する際は
要注意です。

ダメ!ダメ! 違法マフラー



詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



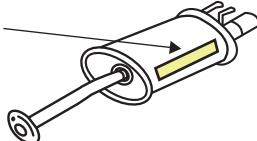
② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示（純正マフラー）

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示（自マーク）

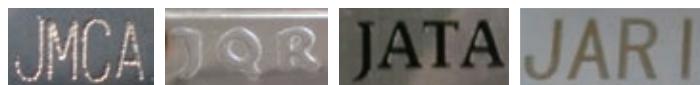
(例)

(ハ) 性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

(例)



確認機関の略称のサンプル例



(性能等確認済表示の例)

(二) 協定規則適合品表示（Eマーク）

(例)

(ホ) 欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

(例)

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。
(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

- COCペーパー (EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
- WVTAラベル又はプレート (EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考: 不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金